

第 6 回「今後の難病対策」関西勉強会

難病対策に関する最近の主な情勢について

1、高額療養費制度の見なおしの議論が始まる

第 38 回社会保険審議会医療保険部会が開催され、医療費の自己負担に上限を設ける高額療養費制度を見なおす議論が始まりました。
がんや難病などで長期に高額の医療費を払い続けている患者の救済が目的で、上限の引き下げが焦点となる。同部会では、年内にも結論をまとめる予定をしています。

2、総合福祉部会で新法にむけての議論が始まる

7月27日、内閣府障がい者制度改革推進会議第5回総合福祉部会が厚生労働省で開催され、いよいよ新法（障害者総合福祉法）にむけての議論が始まりました。

今後のスケジュール	
2011年	障害者基本法の抜本改正・制度改革の推進体制等に関する法案の提出
2012年	障害者総合福祉法案（仮称）の提出 → 2013年8月までの施行
2013年	障害者差別禁止法案（仮称）の提出 （改革の推進に必要な他の関係の一括整備法案も検討）

3、その他

- ・6月22日、「地域主権戦略大綱」が閣議決定された
地域主権改革で難病対策はどう変わるのだろうか？

最近の難病対策に関する動き	
2010 年 6 月 20 日	第 5 回「今後の難病対策」関西勉強会の開催 〈場所〉 大阪府保険医協会 〈テーマ〉 「診療報酬制度について」 講師 大阪府保険医協会事務局の奥村慶雄氏
6 月 22 日	第 4 回「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の開催」 議題 (1) 障がい者総合福祉法（仮称）制定に向けた論点整理
6 月 28 日	第 15 回「障がい者制度改革推進会議」の開催 議題 (1) 第一次意見に関する結果報告について (2) 今後検討すべき議題とスケジュールについて (3) その他
6 月 29 日	第 2 回障がい者制度改革推進本部の開催 障がい者制度改革推進本部が 6 月 29 日に開催され、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が閣議決定された。 障害者が健常者と同じ権利を有するとの規定を現行法より強く打ち出す障害者基本法改正案について、11 年の通常国会に提出することを盛り込みました。また、障害者権利条約の批准に向け差別の禁止を強調し、改革の工程を明示している。 一方、閣議決定された「基本的な方向」は、障がい者制度改革推進会議でまとめられた第 1 次意見をもとに作成されたものですが、第 1 次意見の内容が十分に反映されたかどうか、私たちとしても内容を精査する必要がありそうだ。
7 月 12 日	第 16 回「障がい者制度改革推進会議」の開催 議題 (1) 有識者ヒアリング 司法へのアクセスについて 虐待防止について 児童の権利に関する条約に基づき日本から提出された報告の審査について (2) 障害のある女性について (3) その他

7月14日	<p>第38回社会保険審議会医療保険部会の開催</p> <p>医療費の自己負担に上限を設ける高額療養費制度を見なおす議論を始めた。</p> <p>がんや難病などで長期に高額な医療費を払い続けている患者の救済が目的で、上限の引き下げが焦点となる。同部会では、年内にも結論をまとめる予定をしている。</p>
7月24日	<p>第16回「今後の難病対策」勉強会の開催</p> <p>日時 2010年7月24日(土)午後1時30分～4時45分</p> <p>〈会場〉スマイルなかの4F(中野区社会福祉協議会多目的室) 東京都中野区中野5-68-7</p> <p>〈テーマ〉「民間医療保険 入れば安心なの？」</p> <p>～どうなる国民皆保険・高額療養費制度、患者の医療費負担を考える～</p> <p>ゲスト講師 内藤真弓さん (日本の医療を守る市民の会主宰、ファイナンシャル・プランナー)</p>
7月26日	<p>第17回「障がい者制度改革推進会議」の開催</p> <p>議題</p> <p>(1)意見交換等 文部科学省 教育関係団体</p> <p>(2)その他</p>
7月27日	<p>第5回「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の開催」</p> <p>今回から、いよいよ新法にむけての議論が始まりました。</p> <p>議題</p> <p>(1)「障害者総合福祉法」(仮称)の論点について(法の理念・目的・範囲、障害の範囲、「選択と決定」(支給決定))</p>
8月9日	<p>第18回「障がい者制度改革推進会議」の開催</p> <p>議題</p> <p>(1)今後の推進会議の進め方等</p> <p>(2)その他</p>
8月10日	<p>日本難病・疾病団体協議会が「第6回総合福祉部会」に意見書を提出</p> <p>日本難病・疾病団体協議会(JPA)は、第6回総合福祉部会(8月31日開催)にむけて、加盟組織からの意見も反映させた意見を、野原委員意見として事務局(厚生労働省障害保健福祉部企画課)に提出しました。</p>

厚労省が高額療養費制度見直し検討 上限引き下げ焦点

2010年7月15日 提供:毎日新聞社

高額療養費制度:厚労省が見直し検討 上限引き下げ焦点

厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会は14日、患者の自己負担に一定の上限額を設ける国の高額療養費制度を見直す議論を始めた。がんや難病など長期にわたって多額の医療費を自己負担する患者らの救済につながる上限額の引き下げが焦点で、年内にも結論をまとめる。

高額療養費制度は、患者負担軽減のため各月の自己負担の上限額を超える分について、健康保険組合などから払い戻される国の制度。所得区分で、各保険者への加入者数が最も多い70歳未満の「一般所得」の場合、自己負担の上限額は月8万円超。過去12カ月間に3回以上支給されると、4回目から負担は月4万4400円になる。

この日の議論で、委員から「(景気悪化で)給与がますます下がっている。所得が低い人の自己負担を下げる検討をしてはどうか」「高額療養費制度を知らない人がいる」と改善を求める一方、「(自己負担の引き下げなどに伴う)必要な財源をどう負担すべきか」との意見が出た。

高額医療問題を巡っては、昨年夏から今年にかけて、慢性骨髄性白血病など長期慢性疾病の患者らが医療費の自己負担の軽減を求める要望書を国に提出。患者らの負担に関する実態調査などを受け、長妻昭厚労相も今年の国会で制度の見直しについて「遅くとも年度内に検討する」と言及していた。【河内敏康】

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(案)【概要】

資料1

目的・基本的考え方

● 障がい者制度改革推進会議の「障害者制度改革のための基本的な方向(第一次意見)」(平成22年6月7日) → 障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を最大限に尊重し、我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図る。

障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

基礎的な課題における改革の方向性

- (1) 地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築
 - ・障害者が自ら選択する地域への移行支援や移行後の生活支援の充実、及び平等な社会参加、参画を柱に据えた施策の展開
 - ・虐待のない社会づくり
- (2) 障害のとりえ方と法定義の明確化
 - ・障害の定義の見直し、合理的配慮が提供されない場合を含む障害を理由とする差別や、手話その他の非音声言語の定義の明確化

横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

- (1) 障害者基本法の改正と改革の推進体制
 - ・障害や差別の定義を始め、基本的施策に関する規定の見直し・追加
 - ・改革の集中期間内における改革の推進等を担う審議会組織の設置
 - ・改革の集中期間終了後に障害者権利条約の実施状況の監視等を担ういわゆるモニタリング機関の法的地位付け 等

→ 第一次意見に沿って検討、23年に法案提出を目指す
- (2) 障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等
 - ・障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度の構築

→ 第一次意見に沿って検討、25年に法案提出を目指す
これに関連し、人権救済制度に関する法案も早急に提出できよう
検討
- (3) 「障害者総合福祉法」(仮称)の制定
 - ・制度の各間の異なる支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築

→ 第一次意見に沿って検討、24年に法案提出、25年8月までの施行を目指す

工程表

	平成21年12月～平成22年12月	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
横断的課題のスケジュール等	障がい者制度改革推進本部の設置(平成21年12月)	● 障害者基本法改正・制度改革の推進体制等に関する法案の提出	● 次期障害者基本計画決定(12月内)	● 障害者差別禁止法案(仮称)の提出(改革の推進に必要な他の関係法律の一括整備法案も検討)	
		● 障害者総合福祉法案(仮称)の提出			→ 8月までの施行
※主な事項について記載					
(1) 労働及び雇用		・ 福祉的就労への労働法類の適用の在り方 ・ 雇用率制度についての検証・検討 ・ 職場での合理的配慮確保のための方策	(～23年内)	(～24年度内用途) (～24年度内用途)	
(2) 教育		・ 障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた制度改革の基本的方向 ・ 手話・点字等に通じた教員等の確保・専門性の向上に係る方策	(～22年度内)	(～24年内用途)	
(3) 所得保障		・ 障害者の所得保障の在り方を公的年金の抜本見直しに併せて検討 ・ 住宅の確保のための支援の在り方		(～24年内用途) (～24年内)	
(4) 医療		・ 医療費用負担の在り方(応能負担) ・ 社会的入院を解消するための体制 ・ 精神障害者の強制入院等の在り方	(～23年内) (～23年内)	(～24年内用途)	
(5) 障害児支援		・ 相談・療育支援体制の改善に向けた方策	(～23年内)		
(6) 虐待防止		・ 虐待防止制度の構築に向けた必要な検討			※各個別分野については、改革の集中期間内に必要な対応を図るよう、工程表としてそれぞれ検討期間を設定
(7) 建物利用・交通アクセス		・ 地方のバリアフリー整備の促進等の方策	(～22年度内用途)		
(8) 情報アクセス・コミュニケーション保護		・ 情報バリアフリー化のための環境整備の在り方 ・ 障害特性に応じた災害時緊急連絡の伝達の方策		(～24年内)	
(9) 政治参加		・ 選挙情報への障害者のアクセスを容易にする取組 ・ 投票所のバリア除去等	(～22年度内)		
(10) 司法手続		・ 刑事訴訟手続における障害の特性に応じた配慮方策		(～24年内用途)	
(11) 国際協力		・ アジア太平洋での障害分野の国際協力への貢献			

背景・経緯

日本の障害者福祉政策の経緯、障害者の人権確保に関する国際的な取組（「障害者の権利宣言」(1975)、「国連障害者の十年」(1983-）等）→障害者権利条約の採択(2006)、発効(2008)→締結に向け国内の制度改革へ
 ・障がい者制度改革推進本部」を内閣に設置(昨年12月)・・・条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の実施
 ・障がい者制度改革推進会議」の開催(本年1月～)・・・障害当事者を中心に構成し、改革の「エンジン部隊」として計14回にわたり審議

障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)(平成22年6月7日障がい者制度改革推進会議)【概要】

参考資料1

第一次意見の取りまとめ(12.6.7)

基本的考え方

1. 「権利の主体」である社会の一員
2. 「差別」のない社会づくり
3. 「社会モデル」的観点からの新たな位置付け
4. 「地域生活」を可能とするための支援
5. 「共生社会」の実現

基礎的な課題における改革の方向性

- 1) 地域で暮らす権利の保障とインクルーシブな社会の構築・・・地域移行や地域生活支援の充実を柱に据えた施策の展開
- 2) 障害の捉え方・・・国民全体の意識改革(医学モデル→社会モデル)
- 3) 障害の定義・・・サードセクターを必要とするすべての障害者を支援
- 4) 差別の定義・・・法律における定義の明確化(合理的配慮を含む)
- 5) 言語・コミュニケーションの保障・・・法律における定義の明確化
- 6) 虐待のない社会づくり・・・虐待防止、被害の救済等の制度構築
- 7) 障害の表記・・・国民各層の議論動向を踏まえた考え方の整理
- 8) 実態調査・・・障害者及び家族の実態把握

横断的課題における改革の基本的方向性

- 1) 1-1 「障害者基本法」の抜本的改正
 - ・障害の定義、差別の定義、施策分野規定の見直し・追加、改革集中期間終了後、障害者権利条約の実施状況の監視等を担うモニタリング機関(改革集中期間終了後設置)
- 1) 2 改革集中期間における推進体制
 - ・中央障害者施策推進協議会及び推進会議を発展的に改組し、改革集中期間における改革推進等を担う審議会組織を設置(改革集中期間終了後、上記のモニタリング機関へ移行)
 - 第一次意見を踏まえ、23年に法案提出
- 2) 「障害を理由とする差別の禁止法」(仮称)等の制定
 - ・障害者に対する差別を包括的に禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度の構築
 - 「差別禁止部会」で検討、25年に法案提出、併せて他の関係法律整備法案も検討
 - これに関連し、人権救済制度に関する法案も早急に提出できるよう検討
- 3) 「障害者総合福祉法」(仮称)の制定
 - ・制度の合間を生まず、障害者が地域で自立した生活を営むことができる制度の構築
 - 「総合福祉部会」で検討、24年に法案提出、25年8月までの実施

障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
○第一次意見取りまとめ →●制度改革の基本的方向を決定(6月中下旬予定) ○第二次意見取りまとめ(秋から年末まで) →●制度改革の重要方針を決定 推進会議で検討 差別禁止部会(夏以降)で検討 総合福祉部会(4月～)で検討	改革集中期間内において、推進会議又はこれを継承する審議会組織は、改革が必要な制度・施策や次期基本計画の在り方等について議論し、必要に応じて政府に対して意見提出 ●障害者基本法抜本改正・制度改革の推進体制等に関する法案の提出	●次期障害者基本計画決定(12月目途) ●障害者総合福祉法案(仮称)の提出	●障害者差別禁止法案(仮称)の提出(改革の推進に必要な他の関係法律の一つ整備法案も検討)	●8月までの施行

個別分野における基本的方向と今後の進め方

- 1) 労働及び雇用
 - ・雇用率制度の在り方の検証・検討(～24年度)
 - ・福祉的就労への労働法規の適用の在り方(～23年度)
 - ・職場での合理的配慮確保のための方策(～24年度)
 - 2) 教育
 - ・障害の有無にかかわらず共に教育を受けられる教育制度(インクルーシブ教育)の基本的方向(～22年度)
 - ・手話・点字等に通じた教員等の確保・専門性の向上に係る方策(～24年度)
 - 3) 所得保障等
 - ・障害者の所得保障の在り方を公的年金の抜本見直しに併せて検討(～24年度)
 - ・住宅の確保のための支援の在り方(～24年度)
 - 4) 医療
 - ・精神障害者の強制入院等の在り方(～24年度)
 - ・社会的入院等を解消するための体制(～23年度)
 - ・医療費用負担の在り方(応能負担)(～23年度)
 - 5) 障害児支援
 - ・相談・療育支援体制の改善に向けた方策(～23年度)
 - 6) 虐待防止
 - ・行為者の範囲、救済・監視機関の在り方
 - 7) 建物利用・交通アクセス
 - ・地方のバリアフリー整備の遅れ解消の方策(～22年度)
 - 8) 情報アクセス・コミュニケーション保障
 - ・情報バリアフリー化のための環境整備の在り方(～24年度)
 - ・障害特性に応じた災害時緊急連絡の伝達の方策(～24年度)
 - 9) 政治参加
 - ・選挙情報への障害者のアクセスを容易にする取組(～22年度)
 - ・投票所のバリア除法等
 - 10) 司法手続
 - ・刑事訴訟手続における障害の特性に応じた配慮方策(～24年度)
 - ・司法関係者に対する研修の一層の充実
 - 11) 国際協力
 - ・アジア太平洋での障害分野の国際協力への更なる貢献
- ※各個別分野については、改革の集中期間内に必要な対応を図るよう、工程表としてそれぞれ検討期間を設定

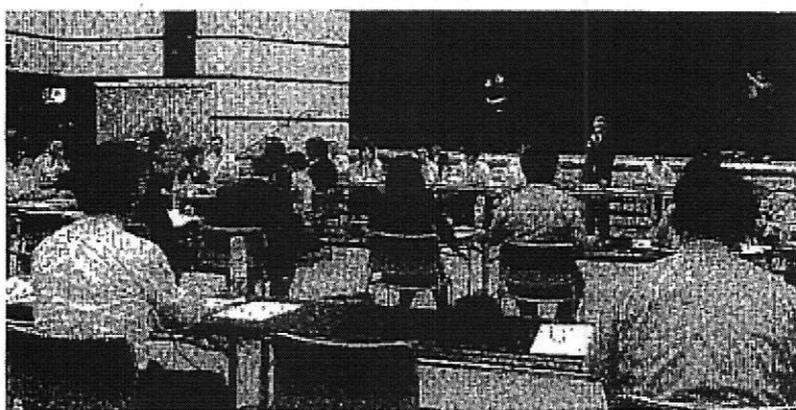
「むしろ障害者の自立を阻害する」として、民主党政権が政治主導で決めたはずの障害者自立支援法廃止の雲行きが怪しい。先の国会では、自民、公明両党が法の存続を前提とする改正案を提出し、民主党がこれに同調。障害者らから激しく非難された。改正案

は鳩山首相辞任のドタバタで時間切れ廃案となったものの、自立支援制度に代わる新しい制度づくりの会議にも、政府の姿勢は消極的だ。官僚側の「巻き返し」があるのでは、といふ声が上がっている。

(熊谷通信局・柏崎智子、出田阿生)

障害者自立支援法廃止 怪しく

官僚、巻き返し中?



障がい者制度改革推進会議で山井政務官は「廃止の方針は変わらない」と明言したのだが…=6月22日

ださい」と改正案審議の経緯について説明を求めた。山井政務官は「行政の」政務官として、政治家の議員立法についてあれこれ言うのは越権行為」と答え、退席した。

自立支援法で人間の尊厳を傷つけられたとして全国の障害者が起こした違憲訴訟は、鳩山前政権が廃止と新法制定を約束して和解した。その際、基本合意が結ばれ、定期協議の開催が盛り込まれた。和解時の約束が果たされているか見守る、原告・弁護団と国が意見交換する場だ。

しかし、この定期協議も開かれたのは一回で、次回開催のめどは立って

「基本合意を結んだ国と厚労省であった、財務省や総務省やほかの役所とさっぱり議論したわけではない」と発言。他省庁の方針によっては合意内容を覆せることも解釈で異なる内容だ。同省は「厚労省のみという前提が共有できないなら、定期協議をしても意味がない」と説明している。

こうした一連の動きに、介護保険の側からみて、障害者福祉との統合が、ある障害者団体関係者には「いろいろ理屈を

付けて、現行法を温存しようとしているかのよう」と不信を抱く。廃止を明言しながら、なぜ新制度設計へ後ろ向きな姿勢が目立つのか。

鹿児島大学法科大学院の伊藤周平教授(社会保険法)は「財源の問題で、何とか今の枠組みを残したいからだろう。目的は障害者福祉と介護保険の統合」とみる。

そもそも障害者自立支援制度ができたのは、財政的な理由からだ。従来は、厚労省は対案を提出する。その場合、伊藤教授は言う。「本心に基本合意を守ろうとするのであれば、厚労省は対案を提出できる。そもそも、議員側も法的なしほりは受ける政治的責任はある」

ある障害者団体の幹部は「改正案は、財源確保を自指す議が関の意向としか思えない。民主党も政治主導で廃止を約束したまではよかったが、今になって官僚の巻き返しに遭っているのではないか。官僚復活の象徴のよう」

「国と原告側の協議ストップ」

先月二十一日、新制度者団体の委員が「なぜ」

つくりに向けて厚生労働省で開かれた「障がい者制度改革推進会議」の総会福祉部会、冒頭、挨拶だけで中座しかけた山井和則厚労政務官に、障害

国と原告側の協議ストップ

二エースの追跡